

## ◎建設工事の提出書類

- ① 一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書
- ② 営業所一覧表(営業所等に委任する場合は、その営業所にラインを引くこと)
- ③ 工事経歴書(直前2年分)
- ④ 最新の経営事項審査結果通知表の写し
- ⑤ 建設業許可証明書の写し  
 営業所等に委任する場合や一部のみの登録を希望する場合は、実際に申請する許可業種にマーカー等でラインを引くこと
- ⑥ 技術者職員名簿
- ⑦ 委任状(営業所等に委任する場合のみ必要)
- ⑧ 使用印鑑届
- ⑨ 印鑑証明書(原寸コピー可)
- ⑩ 登記簿謄本又は身元証明書(コピー可)  
 ・法人の場合は登記簿謄本の写し  
 ・個人の場合は住民票等の身元証明書の写し
- ⑪ 建設業退職金共済組合事業加入・履行証明書(コピー可) ※加入している場合
- ⑫ 最新の納税証明書(コピー可)
  - 【1】 市区町村税の納税証明書
    - ・「市区町村税について未納のない証明」でも可
    - ・支店等に委任して登録する場合は、当該支店等所在地の市区町村が発行する者のみで可
  - 【2】 都道府県税の納税証明書
    - ・「都道府県税について未納のない証明」でも可
    - ・取引等に係る権限を支店等に委任して登録する場合は、当該支店等所在地の都道府県が発行する者のみで可
  - 【3】 国税の証明書  
 法人事業者の場合…納税証明書「その3の3」(法人用証明)  
 個人事業者の場合…納税証明書「その3の2」(個人用証明)

### 証明書請求先

法人	市区町村税	市区町村の税務担当課
	都道府県税	都道府県税事務所
	国税	所轄税務署
個人	市区町村税	市区町村の税務担当課
	都道府県税	
	国税	所轄税務署

### 注意事項

提出後の訂正は認めませんので、十分ご確認のうえ、提出してください。

## ◎測量・建設コンサルタント等の提出書類

- ① 一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書
- ② 営業所一覧表(営業所等に委任する場合は、その営業所にラインを引くこと)
- ③ 測量等実績調書
- ④ 登録許可証明書の写し  
営業所等に委任する場合や一部のみの登録を希望する場合は、実際に申請する許可業種にマーカー等でラインを引くこと
- ⑤ 技術者職員名簿
- ⑥ 財務諸表または、決算書(法人のみ)
- ⑦ 委任状(営業所等に委任する場合のみ必要)
- ⑧ 使用印鑑届
- ⑨ 印鑑証明書(原寸コピー可)
- ⑩ 登記簿謄本又は身元証明書(コピー可)
  - ・法人の場合は登記簿謄本の写し
  - ・個人の場合は住民票等の身元証明書の写し
- ⑪ 最新の納税証明書(コピー可)
  - 【1】市区町村税の納税証明書
    - ・「市区町村税について未納のない証明」でも可
    - ・支店等に委任して登録する場合は、当該支店等所在地の市区町村が発行する者のみで可
  - 【2】都道府県税の納税証明書
    - ・「都道府県税について未納のない証明」でも可
    - ・取引等に係る権限を支店等に委任して登録する場合は、当該支店等所在地の都道府県が発行する者のみで可
  - 【3】国税の証明書  
 法人事業者の場合…納税証明書「その3の3」(法人用証明)  
 個人事業者の場合…納税証明書「その3の2」(個人用証明)

### 証明書請求先

法人	市区町村税	市区町村の税務担当課
	都道府県税	都道府県税事務所
	国税	所轄税務署
個人	市区町村税	市区町村の税務担当課
	都道府県税	
	国税	所轄税務署

### 注意事項

提出後の訂正は認めませんので、十分ご確認のうえ、提出してください。

## ◎物品製造等・委託業務の提出書類

- ① 一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書
- ② 営業所一覧表(営業所等に委任する場合は、その営業所にラインを引くこと)
- ③ 営業許可証の写し(該当がある場合)
- ④ 財務諸表または、決算書(法人のみ)
- ⑤ 委任状(営業所等に委任する場合のみ必要)
- ⑥ 使用印鑑届
- ⑦ 印鑑証明書(原寸コピー可)
- ⑧ 登記簿謄本又は身元証明書(コピー可)
  - ・法人の場合は登記簿謄本の写し
  - ・個人の場合は住民票等の身元証明書の写し
- ⑨ 最新の納税証明書(コピー可)
  - 【1】市区町村税の納税証明書
    - ・「市区町村税について未納のない証明」でも可
    - ・支店等に委任して登録する場合は、当該支店等所在地の市区町村が発行する者のみで可
  - 【2】都道府県税の納税証明書
    - ・「都道府県税について未納のない証明」でも可
    - ・取引等に係る権限を支店等に委任して登録する場合は、当該支店等所在地の都道府県が発行する者のみで可
  - 【3】国税の証明書  
法人事業者の場合…納税証明書「その3の3」(法人用証明)  
個人事業者の場合…納税証明書「その3の2」(個人用証明)

### 証明書請求先

法人	市区町村税	市区町村の税務担当課
	都道府県税	都道府県税事務所
	国税	所轄税務署
個人	市区町村税	市区町村の税務担当課
	都道府県税	都道府県税事務所
	国税	所轄税務署

- ⑩ 取扱品目(登録を希望する品目)を確認できる書面(任意の様式)
- ⑪ その他参考資料等(営業内案内パンフレット等)

### 注意事項

提出後の訂正は認めませんので、十分ご確認のうえ、提出してください。

⑩・⑪に関しては任意提出とします。